

沖縄州市制施行 50 周年記念誌発行等業務委託 概要仕様書

1. 業務名

沖縄州市制施行 50 周年記念誌発行等業務

2. 目的

コザ市と美里村が合併し「沖縄市」が誕生してから 50 周年の節目に記念誌及び記念映像を制作することで、これまでの市の歩みを振り返るとともに現状を認識し、将来を展望することにより、市民らの郷土への誇りや親しみを育むとともに、この先の 50 年を見据えた明るいまちづくりの実現につなげていくことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

4. 業務内容

(1) 記念誌

幅広い読者層を想定し、写真やイラスト等を多用した視覚に訴えるレイアウトとするとともに、多くの市民等が興味・関心を持ち、市の魅力を再認識できる紙面とする。

① 構成

オリジナル企画：市制施行 50 周年を祝し、記念となる企画・記事等

インタビュー記事：市内で活躍する市民等へのインタビューや対談等を行い、市への思いや今後の展望を記事にする

写真で見る今と昔：50 年前から現在までの発展を今と昔の写真で振り返る

歴史紹介：2020 年以降を含む、これまでの沖縄市の歩みを紹介する

施設紹介：本市の主要施設の概要や自治会等を分かりやすく紹介する

まちの魅力紹介：特産品や文化財、施設など、沖縄市の魅力であるコンテンツ等を紹介する

兄弟・姉妹都市紹介：兄弟・姉妹都市の概要及び交流状況等を紹介する

兄弟都市：大阪府豊中市

姉妹都市：山形県米沢市・愛知県東海市

米国ワシントン州レイクウッド市

市民へのアンケート：沖縄市への愛着度や住み心地等に関するアンケートを実施して紹介する

② 編集条件等

・写真撮影、原稿作成（文章・イラスト・マップ等）、調査は、原則として業務受託者が行うものとし、納品までの進捗管理を行うこと。

③ 印刷製本

沖縄市市制施行 50 周年記念誌

印刷部数 1,500 部

ページ数 表紙等含め 48 ページ以内

規 格 サイズ：A4 判 印刷：カラー

④ 電子データ作成

電子データ 1：PDF 及び増刷する際に使用可能なデータ形式

電子データ 2：インターネット公開用 HTML データ

※電子データは、CD 又は DVD 等による 2 部（正・副）とする。

(2) 記念映像

市制施行 50 周年を祝い、本市の歴史、文化、自然、産業などを市内外へ発信することで郷土愛の醸成を図り、本市の魅力を PR することを目的に、魅力的で親しみやすい映像を制作し、市制施行 50 周年記念式典での上映や、市公式ホームページ、市公式 YouTube、SNS 等にて発信する。

① 制作業務

映像制作等に必要な業務及び付属する業務一式(企画立案及び資料収集・取材等)

- ・映像制作にあたっての企画立案を行うこと。また、企画に基づき構成および台本（絵コンテを含む。）を制作すること。制作にあたっては、本市秘書広報課と協議すること。
- ・沖縄市の魅力を分かりやすく魅力的に映像化すること。
- ・映像については、本市や関係団体等が提供する写真等の素材使用を妨げない。その際は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する映像素材の出典等情報をまとめた資料および権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- ・本映像に市民の出演シーンを取り入れる場合には、肖像権、意匠権その他権利等について撮影前に沖縄市への了承を得た上で必要となる一切の手続きを行うこと。また、市民の出演シーンにあたっては、市民との共同制作とし出演シーンの台本作成や演技指導などを行うこと。
- ・撮影は記念式典での大画面放映に耐えうる品質を保證できるカメラで撮影し、編集も撮影と同様の方式で行うこと。なお、沖縄市等が保有する既存の映像素材の利用は可とするが、時代考証に留意し、必要なものは新たに撮影を行うこと。
- ・必要に応じて、テロップの挿入や BGM をつけること。

② 制作物

本編映像：これまでの50年を振り返り、市の歴史や文化、自然、産業などを紹介し、魅力を市内外へ発信できる映像（5分程度）

式典用映像：歴史・沿革を中心に構成したスライドショー（3分程度）

ダイジェスト映像：本編映像より抜粋したCM的な映像（1分程度）

SNS配信用映像：市の魅力をテーマ毎に紹介する映像（20秒程度×10本）

③ 構成イメージ

- ア 市の歴史や現状などを理解し、全体を通してストーリー性があり、視聴者を飽きさせないこと。
- イ 見る人に強い印象を与え、本市を十分にアピールすることができること。
- ウ 「行政が作成する映像」という概念にとらわれないオリジナリティがあること。
- エ 単なる記録映像とならない工夫など、多くの人に見せられることを企図し、本市の魅力を伝える内容であること。
- オ 提案内容は具体的で現実性を有するものであること。
- カ 市民が「沖縄市に住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思えるものであること。
- キ アクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者を含めたすべての人に内容が「伝わる」映像となっていること。
- ク 視聴者を引き付けるようなインパクトがあり、美しく、見やすい映像となっていること。

④ 規格

画面アスペクト比16：9、4K解像度およびフルHD 解像度(4K映像からのダウンコンバート)、プログレッシブ、4K映像のビットレート100Mbps 以上、フルHD映像のビットレート24Mbps 以上

⑤ 電子データ作成

メディア：DVD10枚、Blu-ray Disc10枚

DVDは一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、またDVDドライブ付きPCで複製が可能な形式とすること。

データ：インターネット配信用動画ファイル

※各コンテンツの映像をWMVおよびMP4形式の動画配信データとして記録媒体（DVD-R等）で納品

5. 納品期限

納品期限	成果品
令和6年10月18日	・沖縄州市制施行50周年記念誌 ・沖縄州市制施行50周年記念映像 本編映像（5分程度） 式典用映像（3分程度） ダイジェスト映像（1分程度）
令和7年2月28日	・沖縄州市制施行50周年記念映像 SNS配信用映像（20秒程度×10本） （契約締結以降毎月1本以上納品）

6. 各種権利

- （1）完成した記念誌の原版及び使用する写真やイラスト等のデータの所有権並びに本業務の実施により生じた成果品に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- （2）本業務の成果品は、映像・画像・音楽等の著作権等の一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は受注者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

7. その他

- （1）制作体制は、原則として変更できないものとする。
- （2）業務打ち合わせ
受託者は、本業務の詳細及び業務の範囲について市と連絡を密にすること。
- （3）業務資料の貸与
市が保有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- （4）成果品の管理と権利の帰属
成果品の管理及び権利の帰属は全て市のものとし、受託者は許可なく公表してはならない。
- （5）この概要仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者が協議の上定めることとする。